

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集の実施結果について

平成29年10月20日
環境省水・大気環境局土壤環境課

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の内容

- ・ 汚染土壤処理業の許可の基準に係る使用人の範囲を定めるために、土壤汚染対策法施行令について所要の改正を行うもの

(2) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

(3) 意見募集期間

平成29年9月5日（火）～平成29年10月6日（金）

(4) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファックス

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出者数

- ・ 封書によるもの 0通
- ・ ファクシミリによるもの 0通
- ・ 電子メールによるもの 3通

(2) 意見ののべ総数 4件

※ なお、本意見募集とは直接関係のない御意見（1件）の提出がありました。

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の実施結果

| 意見番号 | 御意見の概要 | 件数 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|----|---|
| 1 | 法人の場合の申請においては、法人番号の記載を行わせることとすべき。 要項及び様式等においても、法人番号の記載欄の追加等所要の措置を行うべき。 | 1 | 今後の関係法令等の検討に際して参考にさせていただきます。 |
| 2 | 「政令で定める使用人」は、一般の従業員ではなく、汚染土壌の処理の業に係る契約を締結する権限を有するものだと理解するが、「政令で定める使用人」に該当するかどうかの判断基準を明確化すべき。 | 1 | 施行通知等において政令で定める使用人の考え方について明らかにしたいと考えております。 |
| 3 | 申請者が法人の場合には汚染土壌の処理の業を行う役員の変更は、「汚染土壌処理業に係る変更届出書」で行うが、「政令で定める使用人」の変更も簡便に同じ様式とすべき。 | 1 | 政令で定める使用人の変更は、汚染土壌処理業に係る変更届書をもって行うことを予定しています。 |